



発行 新潟県

号外 1
平成29年 2月24日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

182 知事指定薬物の指定 (医務薬事課)



◎新潟県告示第182号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成29年 2月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-(2-フルオロフェニル)-3-メチルモルフォリン (通称名: 2-FPM) 及びその塩類
- (2) N-(1-アダマンチル)-1-[(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド (通称名: Adamantyl-THPINACA、ATHPINACA isomer 1) 及びその塩類
- (3) N-(2-アダマンチル)-1-[(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド (通称名: Adamantyl-THPINACA 2-adamantyl isomer、ATHPINACA isomer 2) 及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成29年 2月25日